

改正 平成19年4月1日 平成20年4月1日  
平成24年4月1日

（目的）

第1条 この細則は、学校法人玉川学園職務発明等規程（以下「規程」という。）第14条第1項に基づき、規程の運用手続きを定める。

（届出方法）

第2条 規程第3条の届出に関する様式及び規程第15条に該当する件については、様式1の発明等届によって行う。

2 発明等届は、発明者等が所属長（部長又は所長・副所長等）の承認を得た後、学術研究所知的財産本部に提出する。

3 海外出願を希望する場合は、同様に別途様式3の海外特許出願申請書を提出する。

4 審査手続きについては別記の手続きの流れによるものとする。

（知的財産権等の承継）

第3条 規程第4条第1項の知的財産権等の書面による承継及び規程第15条に該当する件については、様式2-1又は様式2-2の譲渡証書によって行う。

（対価の支払い及び配分）

第4条 規程第11条における権利譲渡に対する発明者等への対価の支払いに関しては、次のとおりとする。

（1）学校法人玉川学園（以下「本法人」という。）は、規程第5条により、知的財産権等を承継した場合、その知的財産権等を受ける権利の譲渡及び知的財産権等が付与された場合における対価として、それぞれ決められた対価を支払う。

（2）特許権等又は同等の発明等の実施により収入を得た場合は、特許権等の出願及び特許権等の維持、管理、技術移転等に要した諸費用を管理費として除き、残りを決められた配分基準により配分する。

（3）配分は、発明者等と本法人とする。

（4）特許権等の存続期間内において対価を受ける権利は、発明者等が本法人を退職又は死亡した後も、存続するものとする。これにかかる詳細は、別途学術研究所の内規において定めるものとする。

（5）特許権等の実施に伴う収入は、毎年度1回、配分基準に基づいて発明者等に配分する。

（対価及び配分基準）

第5条 前条第1項第1号及び第2号における対価並びに権利の実施による収入に対する配分基準は、次の各号のとおりとする。

（1）知的財産権等を受ける権利の譲渡を受けた場合は、1件につき全ての国の出願を含め、10,000円を支払う。

（2）譲渡された知的財産権等を受ける権利により知的財産権等が付与された場合は、1件につき全ての国の権利を含め、10,000円を支払う。

（3）知的財産権等の譲渡又は実施許諾することにより収入を得た場合は、次の基準により配分を行う。

ア 年間の収入の額が200万円以下の場合

管理費 20%

発明者等 60%

本法人 20%

イ 年間の収入の額が200万円を超える場合

管理費 15%

発明者等 45%

本法人 40%

(4) 前項の配分基準は3年毎に見直しを行う。

2 複数の教職員による発明等である場合は、前項に定める対価の支払いは、別途合意した配分とする。

3 学外研究者との共同発明である場合は、本法人と共同研究の相手である外部との持分に応じて発明者等に支払う。

(その他の取扱い)

第6条 規程第15条に係る取扱いは、本細則に準ずるものとする。

(事務主管)

第7条 本細則に係る事務主管は、学術研究所知的財産本部とする。

附 則

この細則は、平成14年11月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

別記

様式1 発明等届 略

様式2-1 譲渡証書 略

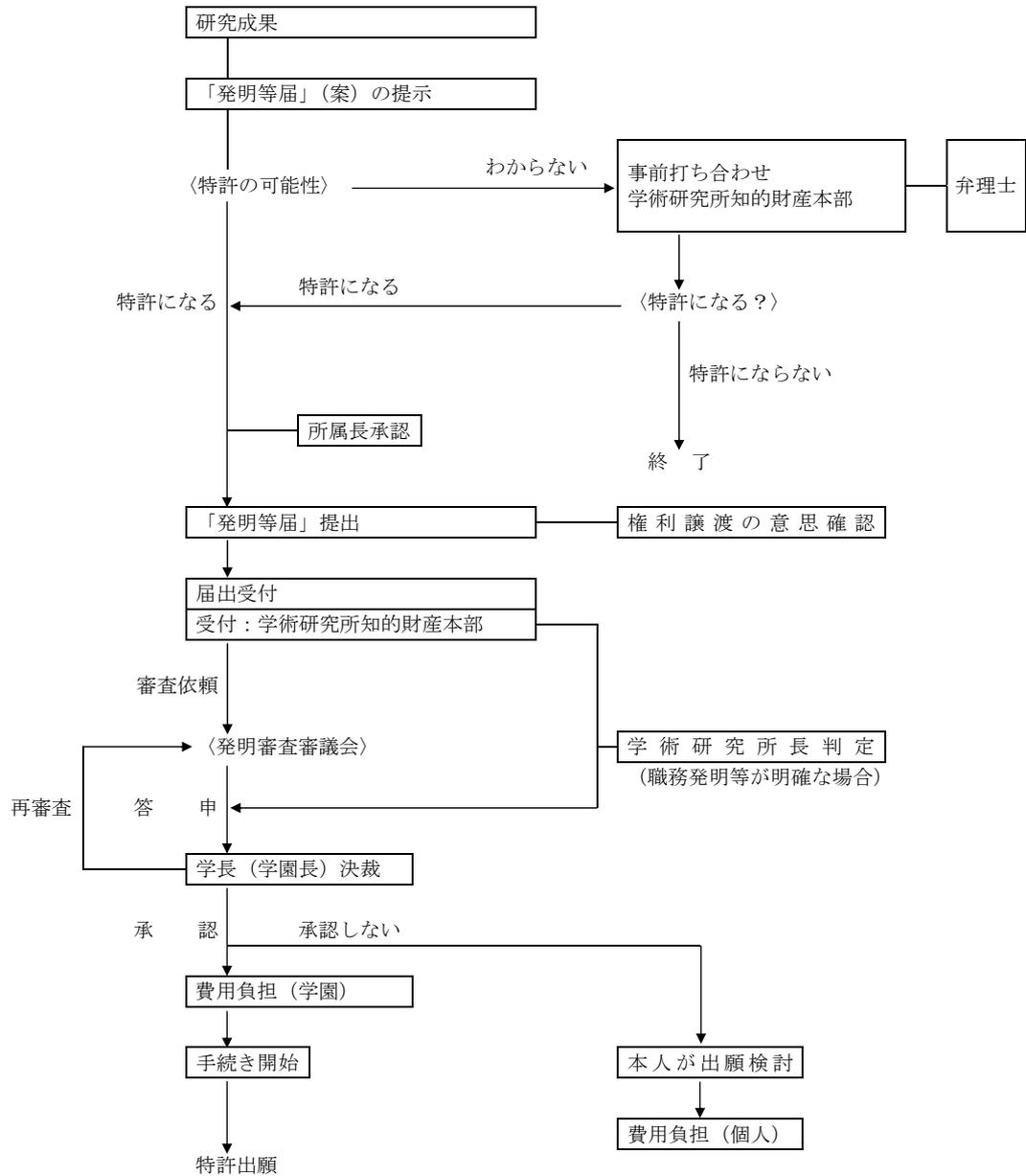
(規程第2条第1項第1号に定める教職員用)

様式2-2 譲渡証書 略

(規程第15条に定める教職員以外の者用)

様式3 海外特許出願申請書 略

## 特許出願手続きの流れ



- 〈提出書類〉

  - ・「発明等届」様式1. 1-2
  - ・「譲渡証書」様式2-1又は2-2
  - ・「海外特許出願申請書」様式3

\*海外出願希望の場合